

庄原市国保からのお知らせ

保健医療課国保年金係

☎0824-73-1158

保険税の賦課限度額が変わります

国民健康保険税(以下「保険税」)は『医療分』『介護納付金分』『後期高齢者支援金分』で構成されており、それぞれ被保険者の負担が過大になり過ぎないように賦課限度額が定められています。

このたび、地方税法施行令の一部改正が行われ、保険税のうち『医療分』『後期高齢者支援金分』の賦課限度額が引き上げられました。これに伴い、庄原市国民健康保険税条例を改正し、限度額を次のとおり引き上げることとしました。

各区分の税率は据え置きとなっています。

なお、平成22年度の保険税納税通知書は、7月中旬に、世帯主宛に送付する予定です。

改正後の22年度の税率および賦課限度額は次のとおりです。

		医療分 (太字に変更)	介護納付金分 (変更なし)	後期高齢者支援金分 (太字に変更)
税率	所得割	4.4%	1.4%	1.8%
	資産割	20.4%	9.7%	9.6%
	均等割	17,500円	8,600円	6,700円
	平等割	14,500円	4,500円	5,600円
賦課限度額		47万円 → 50万円	10万円	12万円 → 13万円

非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

平成22年4月から、倒産・解雇・雇止めなどによって離職された方の国民健康保険税が軽減されます。

国民健康保険税は、所得や資産・国保被保険者の人数などによって計算され、所得や資産については前年中のものをもとに計算されています。

国民健康保険税の軽減を受けた場合は、前年の給与所得を30/100として計算します。これにより、離職をしたとき前年の給与所得で計算され、高額になりやすかった国民健康保険税が軽減されます。

対象者は？

平成21年3月31日以降、倒産や解雇・雇止めなど、非自発的な理由による離職をされた国保被保険者が対象です。非自発的な理由かどうかは、ハローワークで発行される『雇用保険受給資格者証』に記載の離職理由コードによって判断されます。その該当・非該当は下記のとおりです。

	軽減対象になるもの	軽減対象にならないもの
離職理由コード	11・12・21・22・23 31・32・33・34	24・25・40・45・50・55

『雇用保険受給資格者証』の離職理由コードをご確認いただき、対象となる場合は保健医療課もしくは各支所市民生活室で手続を行ってください。

手続に必要なもの

保険証・雇用保険受給資格者証・印鑑